**介護給付費算定の届出等に係る留意事項について**

**（令和６年４月・総合事業・筑紫野市の取扱い）**

**１．報酬改定による変更点と届出の要否について**

**令和6年4月分の体制届の提出がない事業所については、以下の２．項目ごとの取扱いのとおり処理を行います。必ずご確認ください。**

○「新たに加算を算定する場合」、「加算の区分を変更する場合」は届出を行ってください。

○加算の算定要件を満たさなくなった等で「加算を取り下げる場合」についても届出が必要です。

○既存の加算を届出ている場合で、改定に伴い、届出を行わなくても新規の加算区分に変更される（みなされる）ものがあります。以下に記載する**２．項目ごとの取扱い**をご参照ください。「みなされる区分とは異なる区分の加算を算定する場合」には、「新たに加算を算定する場合」と同様に届出が必要です。

○今回の改正で全サービスにおいて新設された「高齢者虐待防止措置の実施の有無」や入所系通所系サービスにおいて新設された「業務継続計画策定の有無」は、届出を提出しない場合、自動的に「1:減算型」ではなく**「２：基準型」**とみなしますのでご注意ください。「1:減算型」で算定する場合は必ず届出をしてください。

届出を提出せず「2:基準型」で算定する場合、もしこれらその措置や計画の策定をしていないことが後日発覚した場合、令和6年4月まで遡って返還を求める可能性がありますので、ご承知おきください。

詳しくは、厚生労働省より各種文書が発出されておりますので、下記のURLよりご確認ください。

厚生労働省ホームページ　令和6年度報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_38790.html

**２．項目ごとの取扱い**

**①「高齢者虐待防止措置実施の有無」「１：減算型」「２：基準型」を新設**

新たな届出がない場合は**「２：基準型」**とみなす。

※訪問型サービス、通所型サービス

**②「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）」**

**「１：非該当」「２：該当」を新設**

新たな届出がない場合は「１：非該当」とみなす。

　※訪問型サービス

**③「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50 人以上））」**

**「１：非該当」「２：該当」を新設**

新たな届出がない場合は「１：非該当」とみなす。

　※訪問型サービス

**④「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90％以上）」**

**「１：非該当」「２：該当」を新設**

新たな届出がない場合は「１：非該当」とみなす。

※訪問型サービス

**⑤「口腔連携強化加算」「１：なし」「２：あり」を新設**

新たな届出がない場合は「１：なし」とみなす。

※訪問型サービス

**⑥「業務継続計画策定の有無」「１：減算型」「２：基準型」を新設**

新たな届出がない場合は**「２：基準型」**とみなす。

※通所型サービス